

## (2) 鎌倉市緑政審議会の設置と活動状況

鎌倉市は、緑の保全条例第6条の規定に基づき、平成10年1月23日に、市長の諮問機関として、緑の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための「鎌倉市緑政審議会（以下「緑政審議会」という。）」を設置した。

### ① 緑政審議会の特色及び審議案件

緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるができることとなっている。

審議案件 —————

- ・ 緑の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- ・ 緑の基本計画の策定及び変更
- ・ 緑地保全推進地区の指定
- ・ 緑地保全基金による緊急かつ必要な緑地の買入れ等

また、審議会規則では、審議会がその審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができることとなっている。

### ② 緑政審議会の委員

緑政審議会は、緑の保全条例で15名以内の委員をもって組織するとなっており、第Ⅰ期（任期は平成10年1月23日～12年1月22日）では学識経験者、市議会議員、公募により選考された市民で構成される14名が委員に任命された。現在は、第Ⅱ期（平成12年1月23日～14年1月22日）に入っており、一部メンバーの変更等により13名が委員となっている。

#### ● 鎌倉市緑政審議会委員名簿（平成13年3月現在）

会長	興水 肇	学識経験者（造園）	明治大学農学部教授
会長職務代理	越澤 明	学識経験者（都市計画）	北海道大学大学院工学研究科教授
委員	飯村 武	学識経験者（生物）	元関東学院大学講師
	石川幹子	学識経験者（景観・ビオトープ）	慶應義塾大学環境情報学部教授
	梶山正三	学識経験者（法律）	弁護士（平成10・1・23～12・1・22）
	志村直愛	学識経験者（建築デザイン）	関東学院大学講師
	鈴木 亘	学識経験者（建築史）	鶴見大学講師
	赤松正博	議会選出委員	
	伊東正博	議会選出委員	
	野島吉郎	議会選出委員	（平成10・1・23～10・5・11）
	前野正司	議会選出委員	（平成10・5・12～11・7・4）
	古屋嘉廣	議会選出委員	（平成11・7・5～13・3 現在）
	和田猛美	議会選出委員	
	岩田晴夫	市民	
	久保野充	市民	
	斎藤マリ	市民	（学識経験者、議会選出委員、市民は、それぞれ50音順）

### ③部会の設置

緑政審議会の審議内容は専門的知識を必要とする場合が多いことから、審議会規則により、必要に応じて「学識経験を有する緑政審議会委員で構成される部会」を置くことが定められている。現在、部会は学識経験者全員で構成されており、部会長には越澤明会長職務代理が選任されている。

### ④活動の状況

緑政審議会は、平成10年1月23日の第1回以来、平成13年3月28日までに18回開催されている。この間、市長からの「緑地保全推進地区の指定及び緑地の買入れ基準について」、「広町の緑の保全に向けての方策について」の2つの諮問事項について審議し、これに対する3つの答申を行ったほか、「緑地保全基金による土地の買入れ」や「緑の基本計画の見直し方針」等について議論している。

表1 緑政審議会での主な審議項目

回	開催日	審議項目
第1回	平成10年1月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議会の公開等の取扱いについて</li><li>・ 審議事項及び審議方法について</li><li>・ 鎌倉市の緑に関する現状と課題について</li></ul>
第2回	平成10年5月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問の仕方について</li><li>・ 緑地保全推進地区の指定について（市長からの諮問事項）</li><li>・ 緑地の買入れ基準について（市長からの諮問事項）</li></ul>
第3回	平成10年7月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑地保全推進地区の指定について、緑地保全推進地区指定検討対象地の所有者への意見聴取方法について</li><li>・ 緑地の買入れ基準、緑地の買入れ要望について</li><li>・ 広町、台峯について</li></ul>
第4回	平成10年10月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑政審議会部会の中間報告について</li><li>・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について</li><li>・ 緑地の買入れ基準について</li><li>・ 平成11年度の緑地の買入れについて</li></ul>
第5回	平成11年1月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議会の公開について</li><li>・ 緑地の買入れ基準について</li><li>・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について</li><li>・ 緑政審議会部会の中間報告について</li><li>・ 市町村森林整備計画について</li><li>・ 緑政審議会の仙台市の視察について</li><li>・ インターネット情報について</li></ul>
第6回	平成11年3月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑政審議会部会の中間報告について</li><li>・ 緑地「(仮称) 植木貞宗寺緑地」の買入れの報告について</li></ul>

回	開催日	審議項目
第7回	平成11年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑政実績について</li> <li>・緑政審議会部会の中間報告について</li> <li>・広町に係る保全方策について（市長からの諮問事項）</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> <li>・今後の審議会の公開について</li> </ul>
第8回	平成11年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者の取扱いについて、会議資料の公開について</li> <li>・広町に係る保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> </ul>
第9回	平成11年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広町に係る保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> </ul>
第10回	平成11年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広町に係る保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> <li>・平成12年度緑地の買入れについて</li> </ul>
第11回	平成11年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広町に係る保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> </ul>
第12回	平成12年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広町に係る保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> </ul>
第13回	平成12年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び職務代理者の選任について</li> <li>・広町の緑の保全に向けての保全方策について</li> <li>・緑地保全推進地区の指定検討について</li> </ul>
第14回	平成12年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度の緑政実績について</li> <li>・広町の緑の保全に向けての保全方策について</li> </ul>
第15回	平成12年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広町の緑の保全に向けての保全方策について</li> <li>・緑の基本計画の見直しの方針について</li> </ul>
第16回	平成12年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度緑地の買入れについて</li> </ul>
第17回	平成13年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画の見直しについて</li> </ul>
第18回	平成13年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画の見直しについて</li> </ul>

注) 傍聴者の取扱い及び会議資料の公開については、第8回審議会で措置方針が定められたことから、第9回以降は省略している。

#### ⑤審議会の公開

緑政審議会では、委員への市民参加や当初よりの資料・会議録の公開を行っている。

また、第5回審議会においてインターネットによる審議会資料の掲載を審議・了承し、翌月からホームページによる資料の掲載を始めたほか、第7回審議会では審議会の公開について原則公開の方向を示し、第8回審議会以降は市民の傍聴を認め審議会自体を公開している。

●鎌倉市の緑地保全の取り組みについてのホームページ情報

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/index.htm>

鎌倉市の緑の変遷と現状

鎌倉市の緑地保全の取り組み

緑の基本計画の策定(平成8年4月)

緑の基本計画の見直し経過について(平成13年6月)

市の独自事業の展開(12年度実績)

緑の保全及び創造に関する条例(緑条例)の制定(平成9年7月)

緑条例全文

緑条例施行規則

鎌倉市緑政審議会規則

鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領



鎌倉市緑政審議会とは



広町の保全に向けての方策について一答申一(平成12年7月31日)

広町の保全に向けての方策について一中間答申一(平成12年6月9日)

広町の保全に向けての方策について中間取りまとめ(平成11年1月21日)

答申書「緑地の買入れ等に関する基準」(平成10年11月24日)

第一回緑政審議会部会(平成10年8月28日)

「鎌倉市腰越広町地区の保全策について 部会中間報告」(平成10年10月9日)

緑政審議会のこれまでの経過

第1回(平成10年1月23日)	第2回(平成10年5月15日)	第3回(平成10年7月31日)	第4回(平成10年10月9日)
第5回(平成11年1月20日)	第6回(平成11年3月1日)	第7回(平成11年5月7日)	第8回(平成11年7月9日)
第9回(平成11年8月17日)	第10回(平成11年10月22日)	第11回(平成11年11月26日)	第12回(平成12年1月21日)
第13回(平成12年3月30日)	第14回(平成12年5月26日)	第15回(平成12年7月31日)	第16回(平成12年10月13日)
第17回(平成13年1月19日)	第18回(平成13年3月28日)	第19回(平成13年6月1日)	

鎌倉市緑のレンジャー

緑の学校

まち並みのみどりの奨励事業(接道部緑化の助成)

グリーンバンク制度

鎌倉市の移入種動物について

このページに関するご意見・ご感想は [鎌倉市役所みどり課](mailto:midori@city.kamakura.kanagawa.jp)までどうぞ

アドレスは [midori@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:midori@city.kamakura.kanagawa.jp)です

E-mail

アンケートにご協力いただける方は [ここをクリック](#)してください

アンケート

## 第1回 鎌倉市緑政審議会 (平成10年1月23日)

### ■ 委嘱状交付

市長より各委員へ委嘱状を交付。

### ■ 会長の選出

### ■ 審議会の公開等の取り扱いについて

会議は非公開とし、資料・会議録は原則公開とする。その理由としては、主に土地問題に関わるため、会議を非公開にするとすることで、委員の自由な発言を保障することができるとうこと、原則非公開とすることで、審議の際に公開・非公開を決める手間が省け、審議時間の短縮につながるとうことである。ただし、情報公開の重要性のため、資料・会議録に限り、原則公開とした。なお、現在は、平成11年6月から施行された鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領により、緑政審議会の会議も公開することとなっている。

### ■ 審議事項及び審議方法について

緑政審議会部会は学識経験者全員を部員として設置。部会長は越澤明氏とする。緑政審議会における審議方法は、

- 1 全体会で審議するケース
  - 2 全体会に諮って部会に下ろし、部会での論議を全体会で審議するケース
- があり、審議事項によってその都度定めることとする。

### ■ 鎌倉市の緑に関する現状と課題について

事務局からの説明。

- 1 鎌倉市緑の基本計画の概要
- 2 鎌倉市緑の基本計画推進プログラムの概要
- 3 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書の概要
- 4 緑政実績
- 5 三大緑地（広町・台峯・常盤）の経過

### ■ その他

鎌倉市植林補助事業要綱を平成十年度に廃止する予定であることを報告するとともに、了解を得る。次回の開催日時は平成10年5月15日とする。

## ●市の広報による鎌倉市緑政審議会委員の告知

### 緑政審議会委員決まる

うち3人は公募による市民委員

昨年十月一日施行の「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」に基づく「緑政審議会」の委員が次のとおり決まりました（敬称略）。

【議会選出委員】  
赤松正博、伊東正博、野島吉郎、和田猛美

【市民委員】

「緑政審議会」は本市の緑の保全と創造についての基本的事項または重要事項を調査審議する目的で設置し、学識経験者・市議会議員・市民で構成するものです。

岩田晴夫（大船地域在住）、久保野充（腰越地域在住）、齋藤マリ（鎌倉地域在住）

なお、市民委員は応募者十八人の中から選考しました。

【学識経験者委員】

飯村武（麻布大学講師）、石川幹子（工学院大学教授）、梶山正三（弁護士）、越澤明（長岡造形大

問い合わせ

みどり課…市内線619

広報かまくら

平成10年（1998）2月1日

第871号

### 資料3 「緑地の買入れ等に関する基準について」の答申

鎌緑政審第5号

平成10年11月24日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市緑政審議会

会長 興水 肇

#### 緑地の買入れ等に関する基準について（答申）

平成10年5月15日付鎌み第34号をもって諮問のありましたうち標記の件について、本審議会は、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、今後本審議会で審議する際に、緑地の買入れ等に関する諮問等の基準を定めておく必要があることから、これも併せて審議しましたので、緑地の買入れ等に当たっては、別紙諮問等の基準を遵守されるよう申し添えます。

---

#### 緑地の買入れ等に関する基準

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第22条（平成9年7月条例第5号）に規定する緑地の買入れ等を行おうとするときは、次の基準のいずれかに該当するものを対象とする。

ただし、都市計画事業に係る緑地の買入れ等についてはこの限りではない。

- 1 鎌倉市緑の基本計画で保全評価のⅠ又はⅡに位置付けされているもの
- 2 緑地保全契約を締結した緑地、又は保存樹林の指定を受けた樹林を有する緑地で、当該契約又は指定の後一定期間（概ね3年間）以上経過しているもので、所有者から買い取るよう申し出があったもの
- 3 隣接する緑地の保全の担保性等の状況から、保全措置を講ずることが必要と判断されるもの

---

#### 緑地保全基金等による買入れ等に関する緑政審議会への諮問等の基準

緑地の買入れ等に関する基準に基づく緑地の買入れ等に係る緑政審議会への諮問等の基準は、次のとおりとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度、あらかじめ緑政審議会の意見を聴くものとする。
  - (1)緑地の買入れ等について予算計上をしようとするとき
  - (2)予算計上がされているが、買い入れる箇所が明確になっていない緑地で、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第6号）第3条に規定する予定価格又は1件当たりの面積以上のものを買い入れようとするとき
- 2 次に掲げる緑地のいずれかを買い入れたときは、その都度緑政審議会に報告するものとする。
  - (1)予算に計上されており、買い入れる箇所が明確になっている緑地
  - (2)予算に計上されているが、買い入れる箇所が明確になっていない緑地で、前項第2号の予定価格又は1件当たりの面積に達しないもの

## 資料4 「緑地保全推進地区の指定について」の答申

鎌緑政審第1号

平成12年4月25日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市緑政審議会

会長 興水 肇

### 緑地保全推進地区の指定について（答申）

平成10年5月15日付、鎌み第34号をもって諮問のありました標記の件について、本審議会は、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

#### 1 緑地保全推進地区の指定についての基本的考え方

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定による緑地保全推進地区（以下「推進地区」という。）の指定については、以下を考慮して行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項各号における緑地と鎌倉市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）において、テーマ別に配置した緑地が整合することから、推進地区の指定候補地とする緑地は、基本計画で行政が主体となって保全する方向を示した緑地を対象とする。
- (2) 対象とする緑地は、将来的に法律に基づく緑地保全施策等をあてることが求められることから、基本計画で緑地保全施策等をあてた以下の緑地を対象とする。
  - ア 歴史的風土保存区域及び同特別保存地区の指定候補地
  - イ 近郊緑地保全区域及び同特別保全地区の指定候補地
  - ウ 緑地保全地区の指定候補地
  - エ 都市公園の指定候補地
  - オ 施策検討地区
- (3) 指定にあたっては、条例第9条第2項の趣旨を考慮し、土地所有者の意見をきめ細かく聴く努力をすることが望まれ、当該緑地の持つ都市計画的特性や市の独自の取り組みなども総合的に勘案する。

#### 2 縦覧した推進地区について

平成12年2月1日から14日まで、推進地区の案を縦覧した以下の6地区については、平成12年3月30日に開催された、第13回鎌倉市緑政審議会で示された市の措置方針のとおり措置し、指定することを承認する。

地区名	地区面積	地区名	地区面積
岩瀬地区	約15.62ha	岡本地区	約 5.19ha
昌清院地区	約 1.02ha	寺分一丁目地区	約 2.45ha
小動岬地区	約 0.83ha	六国見山森林公園	約 9.74ha
		合 計	約34.85ha

#### 3 今後の推進地区の指定について

推進地区の指定は、1(1)及び(2)の基本的考え方に沿って抽出した緑地を一括して指定することが望まれるが、1(3)を考慮し段階的な指定となった場合は、指定に向けた努力を続け、その都度、推進地区の変更として諮問するものとする。

## 資料5 鎌倉市緑政審議会会議の公開に関する取扱要綱

### 1. 会議の公開

鎌倉市緑政審議会（以下「審議会」という。）の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、審議会が判断した場合は、公開しないことができます。

### 2. 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住又は在勤の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定めます。

### 3. 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「広報かまくら」に掲載します。

### 4. 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとします。

### 5. 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、審議会に対する発言はできません。また、審議会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできません。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとします。

### 6. 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び審議会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により写しを配布します。

### 7. 議事録の作成及び公開

事務局は、会議録の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は会議の要旨を記載したものとし、出席委員の確認を受けるものとします。

### 8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定めます。

### 9. 施行等

1) この要領は、平成11年6月10日から施行します。

2) 平成10年1月23日施行の「鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領」は廃止します。



## 資料6 鎌倉市緑政審議会の仙台市視察報告

### 1 視察先

仙台市（仙台市役所建設局緑地計画課）

### 2 視察日程等

(1) 日程 平成11年3月29日（月）から30日（火）

(2) 内容 ア 緑地保全に関する法令及び条例等の施行状況と課題

イ 市街地の緑地保全及び緑化の推進について

ウ 課題箇所及び保全型都市公園の視察等

### 3 視察目的

杜の都を標榜する仙台市は、緑地保全に対する取り組みに力を注いでいる。その方針や取り組みの方策、経過及び現状などは、本市の緑行政全体の参考となるため、視察を行った。

### 4 視察結果

- ・ 戦災復興後、宅地化が急速に進み、スプロール化した。仙台藩の城下町であったため、屋敷が多く、屋敷林が宅地化された。
- ・ 昭和48年に、仙台市独自の保存緑地等を指定する制度を条例化した。
- ・ 昭和48年には、国の都市緑地保全法が制定されたが、県が指定、買取りの権限を持っていたため、当時、政令市でない仙台市は、独自に政策展開するために条例を制定した。
- ・ 仙台市が政令市となった後、動植物の生息・生育地の保全を目的に民有林を平成9年に都市緑地保全法による緑地保全地区として指定を行った。(約81ha)
- ・ 条例制定後、保存緑地の保全が強制的な制度でないため、相続などに逐次対応し、買取りを行ってきた。昭和60年に「緑地保全基金」を設置し、保存緑地約90.7haを約200億円で買収（昭和52年から平成10年までの実績）した。
- ・ 保存緑地については、指定交付金（10円/㎡）、協力援助金（30円/㎡）などの所有者支援を中心に展開し、保存緑地の買取りは、積極的に行う方向ではなく、相続などに対応している。
- ・ 基金は、平成10年4月に「緑地保全基金」と「杜の都緑化基金」を統合し、「百年の杜づくり推進基金」と名称を改め、約128億2千万円の基金額である。  
(保存緑地全部の買取りには、300億円を要すると予測)
- ・ 保存緑地の中には、転売され、市で買取りができず、高層マンションが建設された事例があるが緑化協定（30%）を締結して、保存緑地の指定は解除されていない。
- ・ 戦災復興事業で広幅員の街路、公園、広場などができているが、市民の緑に対する意識が高いことなどを背景に、市基本計画や緑の基本計画（仙台グリーンプラン21）を踏まえて、具体的には、市民と協働で、長期のスパンでの市街地緑化に取り組む百年の杜づくりを推進している。

### (3) 広町の緑に対する保全方策の設定

鎌倉市長は、平成11年5月7日に、市街化区域内の三大緑地の一つである「広町の緑の保全に向けての方策について」緑政審議会に諮問した。

これを受けて緑政審議会は、保全方策の審議を重ね、平成12年7月31日に都市公園の種別の中の「都市林」を適用して保全を図ることが適当である旨の答申を行った。

#### ①答申に至る経過

広町の緑の保全については、市長の諮問（平成11年5月7日）以前から、緑政審議会が検討素材となる資料作成のため、緑政審議会部会を設けて検討を進めてきた。

越澤委員を部会長とする部会は、平成10年10月9日に緑政審議会に対して中間報告を行い、緑政審議会は第5・6回の審議会において部会の中間報告に対する検討を行った。

平成11年5月7日の市長からの諮問以降、緑政審議会は作業ワーキンググループの設置や審議方法を定め、論点ごとの議論・中間とりまとめ（素案）の作成・素案本文の市広報紙への掲載・素案に対する市民との意見交換会の開催等を経て、平成12年6月9日に市長に対して中間答申を行った。

その後、中間答申全文を市役所や各支所に置き、また、インターネットにも掲載するなどして市民に周知を図った上で、中間答申をさらに審議し、平成12年7月31日に市長に対して最終答申を行った。

#### ②答申の要旨

広町の緑の保全に係る緑政審議会の答申は、3つの諮問に対する内容（保全施策について、財源の軽減化について、保全ゾーンの優先度について）と今後の課題からなっており、その要旨は次のとおりである。

●保全施策に — 保全施策として、保全型都市公園の可能性が導き出された。

について この保全型都市公園の実現のためには、都市公園の種別の中の「都市林」  
[諮問事項-1] が最も有力であるとの結論に達した。

●財源の軽減 — 政策提言として、以下の項目を例示的に示す。

化について ア. 受益者負担制度・都市計画税の見直し等を含む税による負担  
[諮問事項-2] ・受益者負担による新たな制度や手法の検討

イ. 市民参加 ・有料化  
・周辺住民のボランティア活動への参加  
・市民のトラスト運動による寄付金の公園事業への活用  
ウ. 国・県の支援 ・都市計画決定や国庫補助等の事務手続き、公園整備への支援

エ. 特殊な手法 ・現在、保有している市有地等との土地交換の検討

オ. その他の手法 ・福祉施設や保全型文化施設等との複合利用

- 保全ゾーンの優 ——— 既往調査に加えて、生態系等の把握に資する調査を行いながら検討す  
先度について べきである。

[諮問事項-3]

注) 答申において必要性が示された自然環境特性等の調査については、広町を含め、緑地保全推進地区の候補地16箇所と緑地保全推進地区6箇所のあわせて22箇所について行っている。

(平成12,13年度実施)

- 今後の課題 ———
  - ・都市林の基本構想の策定
  - ・基本構想の中で明らかにする事項
  - ・実現に向けての手続きと課題
  - ・都市林の維持

(4) 三大緑地の保全に関する基本方針 (平成12年8月28日)

鎌倉市は、「広町の緑の保全に向けての方策について」の答申内容に沿って、平成12年8月28日に、三大緑地を構成する他の2つの緑地(常盤山、台峯)とあわせて、それぞれの緑地に対する基本方針を定め、市議会に報告した。

広町 ——— 都市公園(都市林)

国庫補助・県費補助及び県の特段の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行。

台峯 ——— 都市公園(鎌倉中央公園の拡大区域)

国庫補助・県費補助を受けながら、市の都市計画事業として施行。

常盤山 — 緑地保全地区(都市緑地保全法)

県による指定、市による買取り(国1/3、市2/3)

なお、歴史的風土保存区域の拡大部分については、県の対応となる。

資料7 鎌倉市腰越広町地区の保全策について 中間報告 (抜粋)

平成10年10月9日  
鎌倉市緑政審議会部会

目 次

1	検討の過程及び中間報告の基本的な性格	P 1
2	鎌倉市腰越広町地区の保全策の検討について	P 3
3	検討資料	
(1)	部会の運用に係わる資料	
①	鎌倉市緑政審議会部会の運用について	P 6
(2)	検討に係わる基礎的資料	
①	鎌倉市の財政状況について	
ア	市の歳出状況	P 8
イ	緑に係わる事業費の変遷	P 9
②	緑の保全に係る制度の概要と補助制度	
ア	制度の概要(一覧表)	P 11
イ	緑の保全に係る法制度指定地への補助制度(一覧表)	P 16
ウ	土地に係る税制の概要	P 19
③	自然保護の目的と管理方法の分類例	P 24
(3)	広町検討に係わる資料	
①	広町の状況について	
ア	三大緑地の緑の基本計画上の位置づけ	P 25
イ	三大緑地位置図	P 29
ウ	広町の対象区域、関連制度適用、開発計画区域(図面)	P 30
エ	広町の土地所有状況(図面)	P 31
オ	広町の土地所有一覧及び買取り価格の想定 (参考:類似の公園施設整備費)	P 32
②	広町の保全施策の検討	
ア	腰越広町地区に対する施策の可能性について	P 34
③	都市公園・緑地に係る資料	
ア	都市公園一覧表	P 38
イ	保全型都市公園の想定事業費	P 39
ウ	公園事業の国庫補助	P 40
(4)	参考資料	
①	歴史的風土審議会報告書(平成10年3月)	P 41
②	かながわ新みどり計画(平成9年3月)抜粋	P 47
③	神奈川県広域緑地計画(平成8年12月)抜粋	P 59

## 1 検討の過程及び中間報告の基本的な性格

### (1) 部会の中間報告作成の経緯

(省略)

### (2) 中間報告の基本的な性格

- ① 平成10年7月31日の第3回緑政審議会において、市が県と都市公園・緑地の可能性について協議を行っている旨の報告がされた。審議会として、専門的な見地から部会で保全のための施策の検討を行うことが決定された。
- ② 本中間報告は、第4回緑政審議会で議論を行うための検討素材として、専門の見地から作成したものである。今後、審議会を通して、いろいろな場面で活用されることを想定している。
- ③ 施策の可能性の比較検討は、現時点での法律制度や国・県・市の施策等から判断したものである。
- ④ 本中間報告に記載されている用地買収金額等については、都市公園・緑地の可能性を検討するため必要な資料であり、概算事業費、事業期間、財政負担の大きさ等の把握のために行ったものである。  
したがって、対象地を市で買取りすべきかどうかを判断しているものではない。なお、実際に都市公園事業を適用する場合には、他の都市公園事業と同様に、用地買収等を行う手続きが必要となる。
- ⑤ 大規模な都市公園の事業には、当然のことながら長期間の財政負担が必要となり、そのための財政の軽減措置も含めて合意形成が必要である。
- ⑥ 都市公園・緑地の都市計画決定にあたっては公園区域を詳細に定める必要がある。したがって、事前に自然環境の調査、国県への補助制度適用の要望、公園基本構想作成のための調査、事業化までのつなぎ策の検討等を行う必要がある。
- ⑦ 本報告はあくまで中間報告であり、今後の検討は緑政審議会の審議を踏まえて、必要があれば、さらなる検討を加えることとする。

## 2 鎌倉市腰越広町地区の保全施策の検討について

### ■ 緑の保全に係る制度について

- ・緑の保全に係る制度について、都市計画法に基づく地域地区を中心に広町地区への適用の可能性について検討を行う。
- ・緑地保全地区等の地域地区の適用については、指定権限が市町村にないこと（緑地保全地区の10ha未満は市町村であるが、当該地の規模がこれ以上である。）、歴史的風土審議会の報告や県計画から指定が難しいこと等から、地域地区の指定は困難性が高い。
- ・腰越広町地区の保全施策については、市の事業として都市公園の可能性を中心に検討を行う。

## ■ 公園の可能性について

- ・公園の種別については、いろいろとあるが、当該地の緑の特性や市民要望等から利用型の都市公園ではなく、《保全型都市公園》が相応しい。
- ・なお、平成5年の都市公園法施行令改正により、動植物の保全を目的とした「都市林」が、《保全型都市公園》として誕生した。
- ・都市公園区域の確定の配慮事項
  - ①自然環境の状況等の当該地の緑の特性
  - ②緑の基本計画の保全方針
  - ③土地所有者や市民の要望、議会の意見
  - ④県の意向
  - ⑤財源
- ・特に、土地所有者が開発の方向を示している状況から、土地所有者の意向を踏まえ、つなぎとなる保全策の展開も必要である。
- ・都市計画決定については県知事権限であり、事業実施にあたっては国庫補助事業となることから、国県の十分な理解を得る必要がある。
- ・広域な面積があることから、全体構想を受け、工区分け等段階的な事業化が必要である。
- ・事業実施にあたっては、多くの市費が投入されることから、市民・議会の理解が前提と考えられる。
- ・市の財源に与える影響を軽減する施策を保全施策と合わせて検討する必要がある。
  - ①市民参加
    - ・当面現状のまま利用を図ることとし、有料化とする。これを管理費の一部として活用する。その際、利用者には有料化の意図を十分周知することが望ましい。
    - ・周辺住民のボランティア活動の参加を促し、管理費等の軽減化を図ることが望ましい。
    - ・市民等によるトラスト運動が展開されていることから、この寄付金の公園事業への活用ができるよう検討する必要がある。
  - ②税制度
    - ・受益者負担による新たな税の制定を検討する。都市計画法第75条（受益者負担金）に基づき、新たな受益者負担制度の制定を検討し可能な範囲で実施を図る。
    - ・公園は都市計画施設であり、都市計画税に目的と合致する施設であることから、都市計画税の見直しを検討する。
  - ③特殊な手法
    - ・現在、保有している市有地との土地交換を検討する。
    - ・都市計画決定の際の事務手続きや国庫補助等の県の支援はもとより、神奈川県のパーク整備率が全国的に低い状況もあることから、さらなる支援が得られるよう、行政・議会・市民の協調のうえ、要請することが必要である。
    - ・福祉施設や農林業施設（フルーツ・パーク、農林業体験公園etc）等の他の施設との複合利用を考慮し、他の国庫補助制度の利用の導入を検討する必要がある。

## 資料8「広町の緑の保全に向けての方策について」の中間答申

鎌倉市緑政審議会

平成12年6月9日

### 目 次

はじめに

#### 1 検討の結果

- (1) 保全施策について〔諮問事項-1〕
- (2) 財源の軽減化について〔諮問事項-2〕
- (3) 保全ゾーンの優先度について〔諮問事項-3〕

#### 2 今後の課題

- (1) 都市林の基本構想の策定
- (2) 基本構想の中で明らかにする事項
- (3) 実現に向けての手続きと課題
- (4) 都市林の維持

#### 3 審議の経過

### はじめに

広町は、鎌倉市の市街化区域（昭和45年6月10日指定）の中でも谷戸の自然環境を残す大規模な樹林地である。この樹林地は、従前から民間企業がそのほとんどを所有し、当地の開発事業について、鎌倉市開発事業指導要綱に基づく開発事業事前審査申請書が昭和58年6月に提出されてから16年が経過し、住民の大きな反対運動が展開される中、住民説明会や事前協議などの手続きが行われ、鎌倉市としては、これらの手続きは一応終了したと判断するに至っている。

また、平成11年10月には、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続きが開始され、今後は、さらに詳細な協議に入り、開発行為に関する一連の手続きが進行する条件が整いつつある。

このような状況の中、平成11年5月7日付、鎌み第62号で「広町の緑の保全に向けての方策について」鎌倉市長から緑政審議会に諮問があり、本審議会としてもできるかぎり早期に保全方策の方向を定める必要があることから、中間とりまとめの素案の段階で市民等に公開し、意見を聴きながらまとめていくこととした。

中間とりまとめの素案は、平成12年1月21日、第12回の本審議会での議論を経て作成し、市民意見の聴取は、平成12年2月26日の意見交換会及び同年2月15日から3月10日までの意見書の受領によって行った。

本中間答申は、これらの意見及びその後の審議を踏まえ作成したものである。

### 1 検討の結果

#### (1) 保全施策について〔諮問事項-1〕

保全施策については、広町が丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有している状況及びその自然環境の保全を求める市民要望、議会での論議、事業者の開発の意向などを踏まえ、本審議会の部会中間報告（平成10年10月9日報告）を基に審議し、歴史的風土の保存に関する特別措置法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地保全法、都市公園法、自然環境保全法、森林法、文化財保護法など、当地に適用できる法制度を中心とした保全施策の可能性について共通認識を高め、その中から保全型都市公園の可能性が導き出された。

また、平成11年10月22日、第10回の本審議会において、市が保全型都市公園の実現の方向で、財源などの支援を得るべく、神奈川県と協議を進めることについて確認された経過も含め、当地の自然環境特性とこれまでの論議を踏まえて、現時点で実現可能な施策を検討した。

その結果、保全型都市公園の実現のためには、平成5年の「都市公園法施行令」の改正に伴い新たに設置された都市公園の種別の中の「都市林」が最も有力であるとの結論に達した。

「都市林」（注参照）は、市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環

境の保護、保全、自然環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置するものである。

なお、「都市林」の実現に向けては、以下の〔諮問事項－2〕及び〔諮問事項－3〕を踏まえ、区域の検討を併せて行う必要がある。

(注)：都市林とは、都市公園法施行令第2条（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）に規定する「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」である。

## (2) 財源の軽減化について〔諮問事項－2〕

財源の軽減化については、受益者負担制度などを含め、政策提言として、以下の項目（ア～オ）を例示的に示すこととするが、今後、その具体化に際しては、少ない財源でより効果的な保全を図るためにも、市民・議会・行政で広範な議論が必要である。

[例 示]

### ア 受益者負担制度

- ・都市公園は都市計画施設であり、都市計画税の課税目的と合致する施設であることから、税による負担が考えられ、現在、減額されている都市計画税の見直しも考えられる。
- ・受益者負担による新たな制度や手法を検討する必要がある。受益者の特定やその範囲、程度等の課題はあるが、例えば、都市計画法第75条（受益者負担金）に基づく、新たな受益者負担制度を検討し、可能な範囲で実施を図ることも考えられる。

### イ 市民参加

- ・当面現状のまま利用を図り、有料化を考慮し、これを管理費等の一部として活用する。その際、利用者には有料化の意図を十分周知することが望ましい。
- ・周辺住民のボランティア活動への参加を促し、管理費等の軽減化を図ることが望ましい。
- ・市民等によるトラスト運動が展開されていることから、この寄付金の公園事業への活用ができるような受け皿づくりを検討する必要がある。

### ウ 国・県の支援

- ・都市計画決定や国庫補助の事務手続き等の神奈川県内の支援はもとより、神奈川県内の公園整備率が全国的に低い状況にあることから、さらなる支援が得られるよう、行政・議会・市民の協調のうえ、要請することが必要である。

### エ 特殊な手法

- ・現在、保有している市有地等との土地交換を検討する。

### オ その他の手法

- ・都市林と調和した福祉施設や農林業施設（フルーツパーク、農林業体験公園等）、保全型文化施設等との複合利用を考慮し、他の国庫補助制度の導入を検討することも考えられる。

## (3) 保全ゾーンの優先度について〔諮問事項－3〕

保全ゾーンの優先度については、その把握のため自然環境特性等の調査が新たに必要である。

本審議会においては、「保全ゾーンの優先度について」という諮問事項の文言が、単に保全ゾーンの順位づけや優劣の判断を意味するものではなく、自然環境特性等の把握を行い、都市林の基本構想立案を的確に行うために諮問されたものである、との理解のもと、広町の自然環境調査を行うことを前提に、以下のとおり調査上の留意点を示すこととする。

[留意点]

これまでの自然環境調査は、動植物の種の確認によるものが主であり、地域を特徴づける生態系の関連が把握できるものとはなっていない。

このようなことから、保全ゾーンの優先度については、既往調査に加えて生態系等の把握に資する調査を行ないながら検討すべき事項である。



上記の調査に係る留意点は以下のとおりである。

- ①動植物の種の確認による調査だけでなく、食物連鎖等の相互の関連が把握できるハビタット調査について
- ②生態的に頂点にたつ種のテリトリー調査について
- ③特に鳥類においては、他地域との関連について
- ④市民レベルでの調査に対するヒアリングについて
- ⑤景観も含め自然特性の総合的な判断について

## 2 今後の課題

### (1) 都市林の基本構想の策定

自然環境調査を踏まえて都市林の区域を確定するとともに、基本構想を策定する必要がある。

基本構想を策定することにより、市民等により具体的な保全策が提示でき、理解と協力が得られやすくなるとともに、国・県との調整も具体的にできることとなる。

### (2) 基本構想の中で明らかにする事項

- ①都市林の区域、②都市林の保全の基本的考え方、③都市林の保全・活用計画、④維持管理のプログラム、⑤事業費の推計と財源構成の見込

### (3) 実現に向けての手続きと課題

#### ① 都市計画決定手続きについて

都市計画公園の決定について、10ha以上（注参照）は県知事の決定権限になっていることから、県との事前の調整が必要である。

（注）：平成10年10都市計画法施行令第9条改正により、4haから10haに変更

#### ② 県の支援

広町は広い面積を有することから、通常の国庫補助や県費補助の他、新たな財政的支援が必要であり、市と市民が自ら保全の努力をすることを前提として、県の特段の配慮を積極的に要請していくことが重要である。

#### ③ 事業者との協議

自然環境調査の実施及び都市計画公園の決定を円滑に行うためには、土地所有者の基本的了承が前提となることから、市は趣旨等十分説明の上、理解と協力を求めていく必要がある。

#### ④ 市民の理解と協力

「都市林」の構想内容を十分市民に説明し、市民の理解と協力が得られるよう、専門的検討を進める一方で、市民の意見を聴く多様な機会を設ける必要がある。

#### ⑤ 受益者負担の議論

都市計画税の見直しや受益者負担制度の検討を行うためには、条例の改正、制定などの作業を伴うため、議会の議論を含め、市民の幅広い論議が必要である。

### (4) 都市林の維持

都市林は、多様な生態系を包含する自然的環境であることから、その維持を図るためには、次のような取り組みが必要である。

#### ① 市民参加

都市林の目的を達成するには、通常の公共施設としての管理だけでなく、日常的なきめ細かな管理作業が必要であり、そのためには多くの市民参加が必要である。

#### ② 植生管理

自然環境調査の結果を踏まえて、あるべき植生の目標を定めるとともに、そのための管理プログラムを検討し、それに沿った管理を行う必要がある。

#### ③ 都市林の有料化

都市林の維持管理には、毎年一定の経費がかかることが予想されるため、有料化など、経常的な財源確保策が

求められる。

都市林の有料化は、利用者の適正利用につながるばかりでなく、都市林の質的荒廃を防ぐ効果も期待されるものである。

### 3 審議の経過

- 平成9年7月4日 「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」を制定。
- 平成11年1月23日 同条例第6条に基づき「鎌倉市緑政審議会」を設置。
- 平成10年7月31日 第3回緑政審議会において、緑政審議会部会を設置。  
(広町の緑の保全については、鎌倉市の緑の重要課題であり、いずれ審議することになるので、審議会として事前に議論の準備をしておく必要があるとの結論が出され、審議会の検討素材となる資料作成のため緑政審議会部会を設置した。)
- 平成10年8月28日 緑政審議会部会が開催され、「鎌倉市腰越広町地区の保全策について」の部会中間報告がまとめられた。
- 平成10年10月9日 第4回緑政審議会に「鎌倉市腰越広町地区の保全策について」の部会中間報告が報告された。
- 平成11年1月23日 第5回緑政審議会において部会中間報告を検討。
- 平成11年3月1日 第6回緑政審議会において部会中間報告を検討。  
一定の理解が得られた段階で、市長から審議会に広町の緑の保全策について諮問する旨の説明が事務局より行われた。
- 平成11年5月7日 第7回緑政審議会において、「広町の緑の保全に向けての方策について」市長から諮された。
- 平成11年7月9日 第8回緑政審議会で、作業ワーキンググループの設置とその委員の選出、審議方法等が決められた。
- 平成11年8月17日 第9回緑政審議会において、事務局で作成した「論点整理」について審議が行われ、その修正が行われた。また、各委員から保全策等について意見や提案がある場合は、9月中旬に事務局まで提出することとなった。
- 平成11年10月22日 第10回緑政審議会において、事務局で再度修正した「論点整理」が確認された。
- 平成11年11月13日 作業ワーキンググループを開催。  
(審議会全体で「論点整理」などの議論が進められたことから、事務局で「論点整理」を基に作成した資料により検討を行い、「広町の保全に向けての方策について—中間とりまとめ—(素案)」の原案を作成した。)
- 平成11年11月26日 第11回緑政審議会で「広町の保全に向けての方策について—中間とりまとめ—(素案)」を審議。
- 平成12年1月21日 第12回緑政審議会で「広町の保全に向けての方策について—中間とりまとめ—(素案)」を審議し、同素案がまとめられた。
- 平成12年2月15日 同素案本文を市広報に掲載し、市民に、素案に対する意見交換会(同年2月26日)への参加と書面による意見の提出(同年3月10日まで)を求めた。
- 平成12年2月26日 意見交換会を開催し、49名の市民が参加し、意見書は1,141通提出された。
- 平成12年3月30日 第13回緑政審議会で、市民意見も参考としながら、同素案を中間答申とするための議論が行われた。
- 平成12年5月26日 第14回緑政審議会で、中間答申(案)を審議し、一部修正後、中間答申とすることで会長に一任された。
- 平成12年6月9日 会長決裁により中間答申が策定された。

## 資料9 「広町の緑の保全に向けての方策について」の答申

鎌緑政審第5号  
平成12年7月31日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市緑政審議会  
会長 興水 肇

### 「広町の緑の保全に向けての方策について」(答申)

平成11年5月7日付、鎌み第62号をもって諮問のありました標記の件について、本審議会は慎重に審議を重ね、平成12年6月9日付、鎌緑政審第3号で「中間答申」したところですが、平成12年7月31日開催の第15回鎌倉市緑政審議会において結論を得たので答申いたします。

#### 目 次

はじめに

#### 1 検討の結果

- (1)保全施策について〔諮問事項-1〕
- (2)財源の軽減化について〔諮問事項-2〕
- (3)保全ゾーンの優先度について〔諮問事項-3〕

#### 2 今後の課題

- (1)都市林の基本構想の策定
- (2)基本構想の中で明らかにする事項
- (3)実現に向けての手続きと課題
- (4)都市林の維持

#### はじめに

広町は、鎌倉市の市街化区域（昭和45年6月10日指定）の中でも谷戸の自然環境を有する大規模な樹林地である。この樹林地は、従前から民間企業がそのほとんどを所有し、当地の開発事業について、鎌倉市開発事業指導要綱に基づく開発事業事前審査申請書が昭和58年6月に提出されてから17年が経過し、住民の大きな反対運動が展開される中、事前協議や住民説明会などを経て、関連各課との詳細協議の手続きが進みつつある。

また、平成11年10月には、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続きが開始され、今後は、さらに詳細な協議に入り、開発行為に関する一連の手続きが進行する条件が整いつつある。

このような状況の中、平成11年5月7日付、鎌み第62号で「広町の緑の保全に向けての方策について」鎌倉市長から緑政審議会に諮問があり、本審議会としてもできるかぎり早期に保全方策の方向を定める必要があることから、中間とりまとめの素案の段階で市民等に公開し、意見を聴きながらまとめていくこととした。

中間とりまとめの素案は、平成12年1月21日、第12回の本審議会での議論を経て作成し、市民意見の聴取は、平成12年2月26日の意見交換会及び同年2月15日から3月10日までの意見書の受領によって行った。

そして、これらの意見や平成12年3月30日及び同年5月26日の第13回、第14回の本審議会での審議を踏まえ、平成12年6月9日に中間答申を行い、その全文は、市役所及び各支所に置くなどして、市民に周知された。

本答申は、以上の経過を経て、平成12年7月31日、第15回の本審議会で審議し、結論を得たものである。

## 1 検討の結果

### (1) 保全施策について〔諮問事項－1〕

保全施策については、広町が丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有している状況及びその自然環境の保全を求める市民要望、議会での論議、事業者の開発の意向などを踏まえ、本審議会の部会中間報告（平成10年10月9日報告）を基に審議し、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地保全法、都市公園法、自然環境保全法、森林法、文化財保護法など、当地区に適用できる法制度を中心とした保全施策の可能性について共通認識を高め、その中から保全型都市公園の可能性が導き出された。

また、平成11年10月22日、第10回の本審議会において、市が保全型都市公園の実現の方向で、財源などの支援を得るべく、神奈川県と協議を進めることについて確認された経過も含め、当地区の自然環境特性とこれまでの論議を踏まえて、現時点で実現可能な施策を検討した。

その結果、保全型都市公園の実現のためには、平成5年の「都市公園法施行令」の改正に伴い新たに設置された都市公園の種別の中の「都市林」が最も有力であるとの結論に達した。

「都市林」（注参照）は、市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置するものである。

なお、「都市林」の実現に向けては、以下の〔諮問事項－2〕及び〔諮問事項－3〕を踏まえ、区域の検討を併せて行う必要がある。

（注）：都市林とは、都市公園法施行令第2条（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）に規定する「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」である。

### (2) 財源の軽減化について〔諮問事項－2〕

財源の軽減化については、受益者負担制度などを含め、政策提言として以下の項目（ア～オ）を例示的に示すこととするが、今後、その具体化に際しては、少ない財源でより効果的な保全を図るためにも、市民・議会・行政で広範な議論が必要である。

〔例 示〕

#### ア 受益者負担制度

- ・都市公園は都市計画施設であり、都市計画税の課税目的と合致する施設であることから、税による負担が考えられ、現在、減額されている都市計画税の見直しも考えられる。
- ・受益者負担による新たな制度や手法を検討する必要がある。受益者の特定やその範囲、程度等の課題はあるが、例えば、都市計画法第75条（受益者負担金）に基づく、新たな受益者負担制度を検討し、可能な範囲で実施を図ることも考えられる。

#### イ 市民参加

- ・当面現状のまま利用を図り、有料化を考慮し、これを管理費等の一部として活用する。その際、利用者には有料化の意図を十分周知することが望ましい。
- ・周辺住民のボランティア活動への参加を促し、管理費等の軽減化を図ることが望ましい。
- ・市民等によるトラスト運動が展開されていることから、この寄付金の公園事業への活用ができるような受け皿づくりを検討する必要がある。

#### ウ 国・県の支援

- ・都市計画決定や国庫補助の事務手続き等の神奈川県内の支援はもとより、神奈川県内の公園整備率が全国的に低い状況にあることから、さらなる支援が得られるよう、行政・議会・市民の協調のうえ、要請することが必要である。

エ 特殊な手法

- ・現在、保有している市有地等との土地交換を検討する。

オ その他の手法

- ・都市林と調和した福祉施設や農林業施設（フルーツパーク、農林業体験公園等）、保全型文化施設等との複合利用を考慮し、他の国庫補助制度の導入を検討することも考えられる。

(3) 保全ゾーンの優先度について [諮問事項-3]

保全ゾーンの優先度については、その把握のため自然環境特性等の調査が新たに必要である。

本審議会においては、「保全ゾーンの優先度について」という諮問事項の文言が、単に保全ゾーンの順位づけや優劣の判断を意味するものではなく、自然環境特性等の把握を行い、都市林の基本構想立案を的確に行うために諮問されたものである、との理解のもと、広町の自然環境調査を行うことを前提に、以下のとおり調査上の留意点を示すこととする。

[留意点]

これまでの自然環境調査は、動植物の種の確認によるものが主であり、地域を特徴づける生態系の関連が把握できるものとはなっていない。

このようなことから、保全ゾーンの優先度については、既往調査に加えて生態系等の把握に資する調査を行いながら検討すべき事項である。

上記の調査に係る留意点は以下のとおりである。

- ① 動植物の種の確認による調査だけでなく、食物連鎖等の相互の関連が把握できるハビタット調査について
- ② 生態的に頂点にたつ種のテリトリー調査について
- ③ 特に鳥類においては、他地域との関連について
- ④ 市民レベルでの調査に対するヒアリングについて
- ⑤ 景観も含め自然特性の総合的な判断について

## 2 今後の課題

(1) 都市林の基本構想の策定

自然環境調査を踏まえて都市林の区域を確定するとともに、基本構想を策定する必要がある。

基本構想を策定することにより、市民等により具体的な保全策が提示でき、理解と協力が得られやすくなるとともに、国・県との調整も具体的にできることとなる。

(2) 基本構想の中で明らかにする事項

- ① 都市林の区域
- ② 都市林の保全の基本的考え方
- ③ 都市林の保全・活用計画
- ④ 維持管理のプログラム
- ⑤ 事業費の推計と財源構成の見込

### (3) 実現に向けての手続きと課題

#### ① 都市計画決定手続きについて

都市計画公園の決定について、10ha以上（注参照）は県知事の決定権限になっていることから、県との事前の調整が必要である。

（注）：平成10年10都市計画法施行令第9条改正により、4haから10haに変更

#### ② 県の支援

広町は広い面積を有することから、通常の国庫補助や県費補助の他、新たな財政的支援が必要であり、市と市民が自ら保全の努力をすることを前提として、県の特段の配慮を積極的に要請していくことが重要である。

#### ③ 事業者との協議

自然環境調査の実施及び都市計画公園の決定を円滑に行うためには、土地所有者の基本的了承が前提となることから、市は趣旨等十分説明の上、理解と協力を求めていく必要がある。

#### ④ 市民の理解と協力

「都市林」の構想内容を十分市民に説明し、市民の理解と協力が得られるよう、専門的検討を進める一方で、市民の意見を聴く多様な機会を設ける必要がある。

#### ⑤ 受益者負担の議論

都市計画税の見直しや受益者負担制度の検討を行うためには、条例の改正、制定などの作業を伴うため、議会の議論を含め、市民の幅広い論議が必要である。

### (4) 都市林の維持

都市林は、多様な生態系を包含する自然的環境であることから、その維持を図るためには、次のような取り組みが必要である。

#### ① 市民参加

都市林の目的を達成するには、通常の公共施設としての管理だけでなく、日常的なきめ細かな管理作業が必要であり、そのためには多くの市民参加が必要である。

#### ② 植生管理

自然環境調査の結果を踏まえて、あるべき植生の目標を定めるとともに、そのための管理プログラムを検討し、それに沿った管理を行う必要がある。

#### ③ 都市林の有料化

都市林の維持管理には、毎年一定の経費がかかることが予想されるため、有料化など、経常的な財源確保策が求められる。

都市林の有料化は、利用者の適正利用につながるばかりでなく、都市林の質的荒廃を防ぐ効果も期待されるものである。